

○大学評価に関する細則

制定 平成15年11月27日

(目的)

第1条 この細則は、大学評価に関する規程(以下「規程」という。)第9条第3項、第19条第3項、第20条第3項及び第21条第3項に基づいて、大学評価活動に伴う必要な事項を定め、もって大学評価業務の円滑な遂行に資することを目的とする。

(外部評価委員等)

第2条 外部評価委員の選任又は外部評価団体の選択は、大学評価会議の意見を聞いて学長が行う。

2 外部評価委員は、学長が委嘱する。

(大学テーマ別評価委員会)

第3条 大学テーマ別評価委員会(以下「テーマ別評価委員会」という。)に委員長及び副委員長を置き、委員長は学長が指名し、副委員長は委員の互選による。

2 テーマ別評価委員会は、評価対象テーマに照応する委員会名称を付する。

(大学機関別評価委員会)

第4条 大学機関別評価委員会(以下「機関別評価委員会」という。)に、委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は委員の互選による。

2 機関別評価委員会は、評価対象機関に照応する委員会名称を付する。

(学内組織別評価委員会)

第5条 学内組織別評価委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学長が指名し、副委員長は委員の互選による。

2 学内組織別評価委員会は、評価対象組織等に照応する委員会名称を付する。

(委員以外の者からの意見聴取)

第6条 テーマ別評価委員会及び機関別評価委員会及び学内組織別評価委員会は、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(運用内規)

第7条 前5条の他、テーマ別評価委員会、機関別評価委員会及び学内組織別評価委員会の運営に関する必要な事項は、内規をもってそれぞれの委員会が定める。

付 則

- 1 この細則は、大学評価に関する規程が施行された日(平成15年11月27日)から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、発足時の機関別評価委員会の招集は、評価対象機関の長が招集する。

付 則

この細則は、平成23年4月1から施行する。